

医薬品製造業許可更新申請

☆埼玉県知事許可の場合

申請の流れ	<p>申請書提出（許可更新日の約2か月前）</p> <p>↓</p> <p>実地調査</p> <p>↓</p> <p>（必要に応じて改善指示・改善報告）</p> <p>↓</p> <p>許可</p>						
手数料	<table> <tr> <td>無菌医薬品</td> <td>61,800円</td> </tr> <tr> <td>一般医薬品</td> <td>53,200円</td> </tr> <tr> <td>包装・表示・保管</td> <td>29,400円</td> </tr> </table>	無菌医薬品	61,800円	一般医薬品	53,200円	包装・表示・保管	29,400円
無菌医薬品	61,800円						
一般医薬品	53,200円						
包装・表示・保管	29,400円						
提出様式	様式第十四						
提出先	県知事						
提出部数	1部						
申請書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 医薬品製造業許可更新申請書 2 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> ①許可証（*） ②製造所の構造設備に関する書類 <ol style="list-style-type: none"> ア 構造設備の概要一覧表 イ 製造所付近略図 ウ 製造所敷地内の建物の配置図 エ 製造所平面図 オ 製造設備器具一覧表 カ 試験検査設備器具一覧表 キ 他の試験検査機関を利用する場合は利用概要 ク 当該製造業者の他の試験検査設備以外の試験検査機関を利用する場合は、利用関係を証する書面の写し ③製造しようとする品目の一覧表及び製造工程に関する書類 ④他の製造業の許可証又は登録証の写し（現に取得している場合） 						

（注）申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書の添付が必要

（*）許可証の原本は、調査時に提出してください。